

## 中野区やよい荘・弥生福祉作業施設の再整備方針の変更について

中野区やよい荘・弥生福祉作業施設の再整備方針を、以下のとおり変更する。

### 1 変更の内容

中野区やよい荘・弥生福祉作業施設の改修後の施設使用者は、公募によらず、現在福祉作業施設の使用を許可している法人が再整備後も引き続き使用を希望するときは、優先して使用貸借契約を締結する方針に変更する。

### 2 変更理由

中野区やよい荘・弥生福祉作業施設は、知的障害者の親が、障害の有無に拘わらず地域のなかで働く場を保障するために区に働きかけた結果、区がその機能のために整備したものである。

また、福祉作業施設の現使用者である法人は、知的障害者を対象とした福祉サービスがない時代から活動の場をつくり施策整備の働きかけを行う他、現在も就労継続支援、生活介護、共同生活援助、相談支援事業、居宅支援サービス、介護人を育成するための公益事業を実施し、中野区における知的障害者支援の中心的役割を担ってきた。

このことから、福祉作業施設の機能を活かし、現使用者である法人に引き続き貸し付けることに変更する。但し、知的障害者生活寮の施設範囲と一括して建物全体の管理を含めた施設運営とする方針は、人材を効率的に配置できる環境を確保するため変更せず、建物を一括して貸し付ける。

### 3 変更後の整備方針

#### (1) 実施事業

変更後サービス及び定員		現行サービス及び定員	
生活介護	10人	生活介護	10人
就労継続支援B型	10人	就労継続支援B型	10人
共同生活援助 (内1人はミドルステイ事業)	4人	知的障害者生活寮	4人
短期入所	1人	緊急一時保護	2人

※福祉作業施設において実施

#### (2) スケジュール

令和4年度 改修設計業務委託。年度の末日に生活寮及び緊急一時保護事業が終了。

令和5年度 施設改修工事(区)、仮施設における福祉作業施設の継続。

令和6年度 民間事業者による事業の実施。